

釧路市工事請負業者選定事務処理要領

(目的)

第1条 本市が発注する工事の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該資格の審査並びに入札に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、法令等に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

(入札参加資格)

第2条 釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「規則」という。）第2条第3項及び第15条第2項に規定する入札参加資格とは、次の各号によるものとする。

- (1) 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る基準日として都度市長が別に定める日（以下「審査基準日」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けてから2年以上当該許可の事業を営んでいる者であること。
- (2) 業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (3) 経営事項審査結果に、建設業許可工事の完成工事高がある者であること。
- (4) 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- (6) 審査基準日において、釧路市に住民登録がある職員で、市が定める人数がいる法人事業所は、釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について実施していること。
- (7) 規則第2条第1項、第2項及び第15条第1項の規定に該当しないこと。
- (8) 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当しない者であること。

(工事種別)

第3条 釧路市が発注する工事種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木
- (2) 建築
- (3) 舗装
- (4) 電気設備
- (5) 管設備
- (6) 水道設備
- (7) 機械設備
- (8) 塗装
- (9) 造園

(参加資格の審査)

第4条 資格審査は、2年に1度（以下「基準年」という。）行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、都度資格審査を行うことができる。

(資格審査申請)

第5条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、釧路市工事関係入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 釧路市工事関係入札参加資格審査申請 確認票
- (2) 釧路市業者入札参加者登録入力票（建設工事等）
- (3) 建設工事等実績調査票
- (4) 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別紙
- (5) 経営事項審査結果通知書
- (6) 商業登記簿謄本又は身分証明書
- (7) 釧路市税完納証明書
- (8) 厚生年金保険の加入を証明できる書類
- (9) 消費税納税証明書
- (10) 市道民税特別徴収税額の決定通知書（釧路市発行）
- (11) 誓約書（暴力団等に該当しない旨）
- (12) その他市長が必要と認めた書類

(申請書等の提出時期)

第6条 前条に規定する申請書等の提出時期は、審査基準日の属する年度で市長が別に定める期間とする。

(申請書等の提出方法)

第7条 申請書等の提出方法は、郵送によるものとする。ただし、市長が特に認めたときは、持参、その他の方法によることができるものとする。

(資格審査)

第8条 市長は、前条に基づく申請を受けたときは、入札参加資格及び格付等級（以下「等級」という。）の認定について、釧路市建設協議会規程（平成17年釧路市訓令第7号）第2条第2項の規定により設置する資格審査部会の審議に付さなければならない。

(入札参加資格者の認定)

第9条 市長は、前条の規定により審議され、第2条各号に掲げる入札参加資格全てを有していると認めたときは、入札参加資格を有する者（以下「認定者」という。）として認定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、入札参加資格のいずれかを欠いた場合においても認定者と決定することができる。
- 3 認定者を決定した場合における等級の認定は、別に定めるところにより算定する総合数値に基づき、決定するものとする。
- 4 市長は、認定者に資格決定通知書を送付するものとする。また、入札参加資格がないと決定した者に対しては、その理由を付した書面をもって通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第10条 認定者の入札参加資格の有効期間は、審査基準日の属する年度の翌年度4月1日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により市長が都度資格審査を行った場合における入札参加資格の有効期間は、2年を超えない範囲で市長が別に定める期間とする。

(変更等の届出)

第11条 認定者は、前条の有効期間内に次の各号に掲げる事項について変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届出なければならない。

- (1) 商号又は名称（受任者含む。）
- (2) 所在地（受任者含む。）
- (3) 電話番号又はファクシミリ番号
- (4) 代表者（受任者含む。）の職氏名
- (5) 代金等振込先指定口座
- (6) 実印又は使用印鑑
- (7) 会社の合併、分割及び譲渡等

(入札参加資格の取消し等)

第12条 市長は、認定者が規則第2条第1項又は第2項に該当することとなったとき又は不正の手段により入札参加資格の認定を受けたと認められるときは、第8条に規定する資格審査部会の審議を経て当該認定を取り消すことができる。

(指名基準)

第13条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）は、次に定めるところによるものとする。

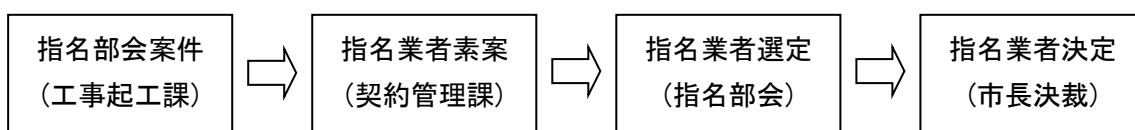
- (1) 規則第3条第2項（第16条で準用する場合を含む。）に規定する名簿登載者の中から等級に応じて指名するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は等級によらないで指名をすることができる。
 - ア 発注予定工事の発注予定金額が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、当該等級の下位の等級に属する名簿登載者を指名することができる。
 - イ 発注予定工事の発注予定金額は比較的小さいが、技術的難易度が比較的高いものにあつては、当該等級の上位の等級に属する名簿登載者を指名することができる。
 - ウ 名簿登載者が少数である場合又はその他必要がある場合においては、発注予定工事の発注予定金額に応じ上位又は下位の等級に属する名簿登載者を指名することができる。
 - エ 全体計画を勘案する場合又は過去関連した工事实績等を考慮する場合は等級によらず指名することができる。
 - オ 災害その他の理由により緊急に応急工事を施工する必要がある場合は、当該工事の名簿登載者の中から等級によらず指名することができる。
 - カ 前各号の規定にかかわらず、等級B以下に属する名簿登載者で優良施工業者表彰を受けた者は、直近上位の等級へ指名することができる。
- (3) 前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 不誠実な行為の有無
 - イ 客観的事項の審査基準日以降における経営状況

- ウ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績
- エ 当該工事に対する地理的条件
- オ 手持工事の状況
- カ 当該工事施工についての技術的適性
- キ 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況
- ク 主観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

(指名する者の選定手続き)

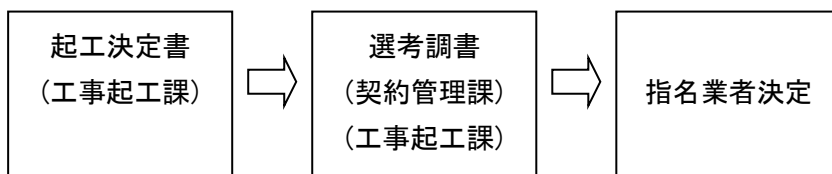
第14条 釧路市事務専決規程別表第2総務部契約管理課の表第2第2項に規定する指名業者の選定手続きは、次の各号に定めるところによる。

(1) 発注予定金額が500万円以上の場合



※指名部会とは、釧路市建設協議会規程第2条第2項の規定により設置する部会をいう。

(2) 発注予定金額が500万円未満の場合



※選考調書とは、契約管理課で指名業者素案を作成し、工事起工課と合議する書類をいう。

(共同請負)

第15条 規則第32条に規定する「工事の規模等により市長が必要と認めて特に指定した工事」における業者選定等については、釧路市建設工事共同企業体の運用基準に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2023(令和5)・2024(令和6)年度

(別表1)

級別格付の基準となる総合数値

工種 級別等級	総合数値								
	土木	建築	舗装	電気	管設備	水道設備	機械設備	塗装	造園
A	980点以上	880点以上	920点以上	840点以上	830点以上	810点以上	690点以上	690点以上	620点以上
B	979点 ～ 800点	879点 ～ 720点	919点以下	839点以下	829点以下	809点以下	689点以下	689点以下	619点以下
C	799点以下	719点以下							

(別表2)

契約予定金額に対応する等級の区分

工種 級別等級	土木	建築	舗装	電気	管設備	水道設備	機械設備	塗装	造園
	A	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
B	3,000万円 未満	3,000万円 未満	1,000万円 未満	2,000万円 未満	2,000万円 未満	2,000万円 未満	1,000万円 未満	500万円 未満	500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満							